

2025 年度環境試料の分析 仕様書

2025 年 4 月
深海資源開発株式会社

1. 業務名称

2025 年度環境試料の分析

2. 業務の背景・目的

弊社が、国際海底機構（以下「ISA」という。）との探査契約に基づき実施している探査活動では、ISA が公表している環境ガイドライン（ISBA/25/LTC/6/Rev.3）により、鉱区海域の海洋調査を通じて、環境の現況を把握するためにベースラインデータを取得する必要がある。

本業務は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構からの受託により、ISA との探査契約に基づいて、中部太平洋公海上のクラリオン・クリッパートン海域で弊社が実施したマンガン団塊海洋調査において採取した試料を用い、形態観察及び遺伝子分析等の分析を行い、また今後の分析の技術検討を実施するものである。

3. 業務概要

ISA が公表している環境ガイドライン（ISBA/25/LTC/6/Rev.3）に則り海洋調査で採取した試料を整理し適切な処理を行い、保管している。また、生物分類群ごとに遺伝子解析に必要なプライマー等の情報を収集・整理し、試験的な解析を実施している。これらの試料及び成果を基に、試料の適切な保管を行うとともに、次の生物試料に関する情報収集、分析並びにデータ整理を実施する。

- ・ Xenophyophore 分類および遺伝子解析の専門家へのヒアリングを行う。
- ・ メガファウナ、ノジュールファウナ等の形態学的同定及び湿重量の計測を行い、可能なものについては、遺伝子学的分析を実施する。
- ・ メイオファウナの固定手法に関する検討を行う。
- ・ ISA の指定のフォーマットにデータを入力する。

なお、分析に供する試料に関しては弊社と協議の上決定する。情報収集内容、分析結果、検討内容について報告書を作成する。

4. 業務計画

契約締結後、速やかに業務計画書を提出し弊社の承認を得ること。業務計画書には整理の仕方、保管状況、作業内容、参照した文献情報等について含めること。

5. 打合せ

- ・ 本業務の期間内に、業務内容の必要な事項について弊社と打ち合わせる。
- ・ 打合せの実施については、別途弊社より指示する。

6. 業務期間

本業務の期間は以下のとおりとする。

- ・始期：契約締結日
- ・終期：2026年2月6日

7. 成果物

以下に挙げるものを本業務の報告及び成果物とするが、8月29日までに報告書の作成状況の報告とその時点の成果物（案）を提出すること。

- ・報告書（和文 簡易製本）一式（本文及び分析結果一覧表、分析結果報告書を含む。弊社指定の報告書作成要領による）
- ・報告書の電子ファイル（DVD等）一式（本文、添付資料、図表のオリジナルファイルを含む。図表類は基本的には Microsoft Excel で作成し、他のソフトで作成する際は提出方法を弊社に相談のこと）
- ・その他、弊社が別途指示するもの
- ・提出場所：弊社が指定する場所

8. その他

本業務において疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項等については弊社と協議の上で定めるものとする。

以 上